

議案第7号

利根町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
利根町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月3日提出

利根町長 山 崎 誠一郎

(提案理由)

国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、国家公務員に準拠し、常勤の特別職の期末手当の支給率を改めたいので提案する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第5条 特別職の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。 この場合において、同条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」 _____と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の給等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第5条 特別職の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。 この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分177.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の給等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> |

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の利根町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の利根町特別職の職員で常勤のものものの給

与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。